

基発第0331031号

平成20年 3月 31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

「労災保険におけるリハビリテーション医療について」の一部改正について

労災保険におけるリハビリテーション医療の取扱いについては、「労災保険におけるリハビリテーション医療について」(昭和51年2月12日付け基発第171号。以下「171号通達」という。)により取り扱ってきたところであるが、今般、健康保険診療報酬点数表の改正及び労災診療費算定基準の改定に伴い、171号通達を下記のとおり改め、本年4月1日に労災保険リハビリテーション医療指定施設として指定するものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期するとともに、リハビリテーション医療指定施設等への周知・徹底に努められたい。

記

- 1 171号通達の別添1「リハビリテーション医療指定施設の指定要綱」の第5の3を次のとおり改める。
 - 3 脳血管疾患等リハビリテーション料
脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(II)又は脳血管疾患等リハビリテーション料(III)の施設基準に適合しているものとして、地方社会保険事務局長に届出を受理された医療機関であること。
- 2 171号通達の別添1「リハビリテーション医療指定施設の指定要綱」の様式第2号-1を別添のとおり改める。

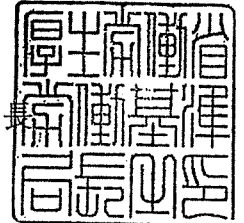
リハビリテーション医療指定施設の状況

開設年月日		年 月 日		経営主体別		国公立・公益・その他	
入院基本料等の分類							
リハビリテーション 診療科名		年 月 日		疾患別リハビリテ ーションの特別室の面 積		心大血管疾 患	平方米 (坪)
リハビリテーション 開始年月日						脳血管疾 患等	平方米 (坪)
医 師 数						運 動 器	平方米 (坪)
看 護 師 数						呼 吸 器	平方米 (坪)
健保における 承認リハ基準		心大血管疾患リハビリテーション料 (I 、 II) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I 、 II 、 III) 運動器リハビリテーション料 (I 、 II) 呼吸器リハビリテーション料 (I 、 II)					
1 取 扱 患 者 平 均 数	労 災 患 者	心大血管疾患 リハビリテーション料	名	算 定 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日			
		脳血管疾患等 リハビリテーション料	名				
		運動器 リハビリテーション料	名				
		呼吸器 リハビリテーション料	名				
	そ の 他	心大血管疾患 リハビリテーション料	名	算 定 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日			
		脳血管疾患等 リハビリテーション料	名				
		運動器 リハビリテーション料	名				
		呼吸器 リハビリテーション料	名				

70
基発第0331032号
平成20年 3月 31日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局長



「労災保険におけるリハビリテーション医療について」の一部改正について

標記について、別添により都道府県労働局長あて通知いたしましたので、
都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知方、特段の御配意をお願い
いたします。

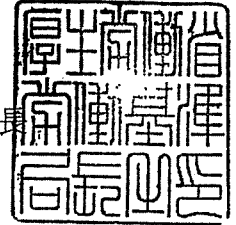
70

基発第0331033号

平成20年 3月 31日

財団法人 労災保険情報センター理事長 殿

厚生労働省労働基準局長



「労災保険におけるリハビリテーション医療について」の一部改正について

標記について、別添により都道府県労働局長あて通知いたしましたので、
貴地方事務所に対する周知徹底及び点検等に遺漏のないようお願いします。